

平成 29 年 4 月 14 日

J Aグループ京都

ダイヤモンド社に対する民事訴訟の裁判が始まる【第 15 弾】

J A京都中央会と J A全農および J A京都は 2 月 15 日、ダイヤモンド社に対して、名誉毀損に基づく損害賠償と信用回復を求める民事訴訟を提起しておりました。本日、第 1 回目の裁判が行われました。ダイヤモンド社からは誰も裁判に出席せず、同社の態度は極めて不誠実なものでありました。

裁判後、J A京都中央会と(株)京山は記者会見を開き、3 月末日までに J A京都中央会が行った立ち入り調査の結果として、「平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月末日までの玄米・精米の全ての品目の仕入・販売を調査した結果、中国産米および産地不明の玄米・精米の混入は一切無かった」と報告いたしました。

また、京山は「2 月 13 日に、週刊ダイヤモンドが中国産米の混入疑惑記事を掲載してから、売上が約 5 割に落ち込み、社員の生活が困窮している。絶対にダイヤモンド社を許すわけにはいかない」と話しました。

今後もダイヤモンド社との民事訴訟の経過については、公表できる範囲で、ホームページ等を通じて、情報公開に努めてまいります。皆様のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。